

要望書（回答）

1. 自衛隊機及び米軍機の苫小牧上空の飛行予定を明らかにさせることを防衛施設局に求め、市街地上空の飛行及び低空飛行と深夜・早朝の飛行が行われていないか情報収集に努め、その内容をすみやかに苫小牧市民に公表すると共に、実施された事実を確認した場合は関係機関に対し抗議を行ってください。

【回答】（総合政策部空港政策課 担当）

今回の訓練実施にあたり、北海道防衛局及び航空自衛隊第2航空団に対し、「土日及び深夜・早朝に飛行しないこと」や「自衛隊が通常使用している飛行経路、飛行方法によること」などについて要請を行っております。

北海道防衛局からは、協定内容を遵守するとともに、関係自治体への情報提供については、お知らせできる情報が得られ次第、迅速かつ確実な情報提供に努める旨の回答があったところでございます。

なお、離着陸などの訓練情報につきましては、北海道防衛局から情報が得られ次第、速やかに市ホームページで公表するとともに、市民生活に不安や支障を与える飛行が確認された場合には、申入れを行うなどの対応をまいります。

2. 米軍との訓練に関連し事故等が発生した場合や騒音等の被害が発生した場合、直ちに市民に公表し、対策・対応を速やかに行ってください。

【回答】（総合政策部空港政策課 担当）

北海道防衛局におきましては、千歳基地内に現地連絡本部を設置し、関係自治体や報道機関等への情報提供のほか、訓練の把握や不測の事態等への対応を行う体制を構築しております。

また、本市におきましては、訓練期間中、職員を千歳基地内に派遣し、情報収集等を行うほか、万が一、事故等が発生した場合等につきましては、「米軍共同訓練緊急事故・事態等に関する危機管理マニュアル」に基づき、必要に応じた対策・対応を行うための体制を整えております。

なお、得られた情報につきましては、市ホームページ等で公表するとともに、関係機関と緊密に連携を図りながら、市民の安全・安心のために速やかに対応してまいります。

3. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業港であり、軍事利用は望ましいことではないということを、市長は市民を代表する立場として機会を捉え表明してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

港湾法では何人に対しても施設の利用に関し、不平等な取扱いをしてはならないとされておりまして。

なお、国防については国の専権事項となりますが、市民の安全・安心を第一に対応してまいりたいと考えております。

4. 岸壁の利用調整について自衛隊艦船を優先して行うことはないことを明示してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

岸壁利用に関する調整については、港湾管理者である苫小牧港管理組合をはじめ、関係者が事前に十分な協議を行い決定されるものです。

受入れについては、苫小牧港管理組合におけるバース調整の状況等を踏まえた上で、判断するものであり、自衛隊艦船の岸壁利用を優先することは考えていません。

5. 自衛隊艦船が入港する場合は、安全の確保に可能な限り努めるよう関係機関に要請するとともに、関連する情報を可能な限り市民に適切な形で提供してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

現在に至るまで、自衛隊艦船の入港にかかる正式な申請をいただいておりませんが、状況に応じ関係機関にも情報提供するなど、協力を依頼してまいりたいと考えております。